

〔 平 1 2 . 4 . 2 1 〕
〔 地 法 小 20-1 〕

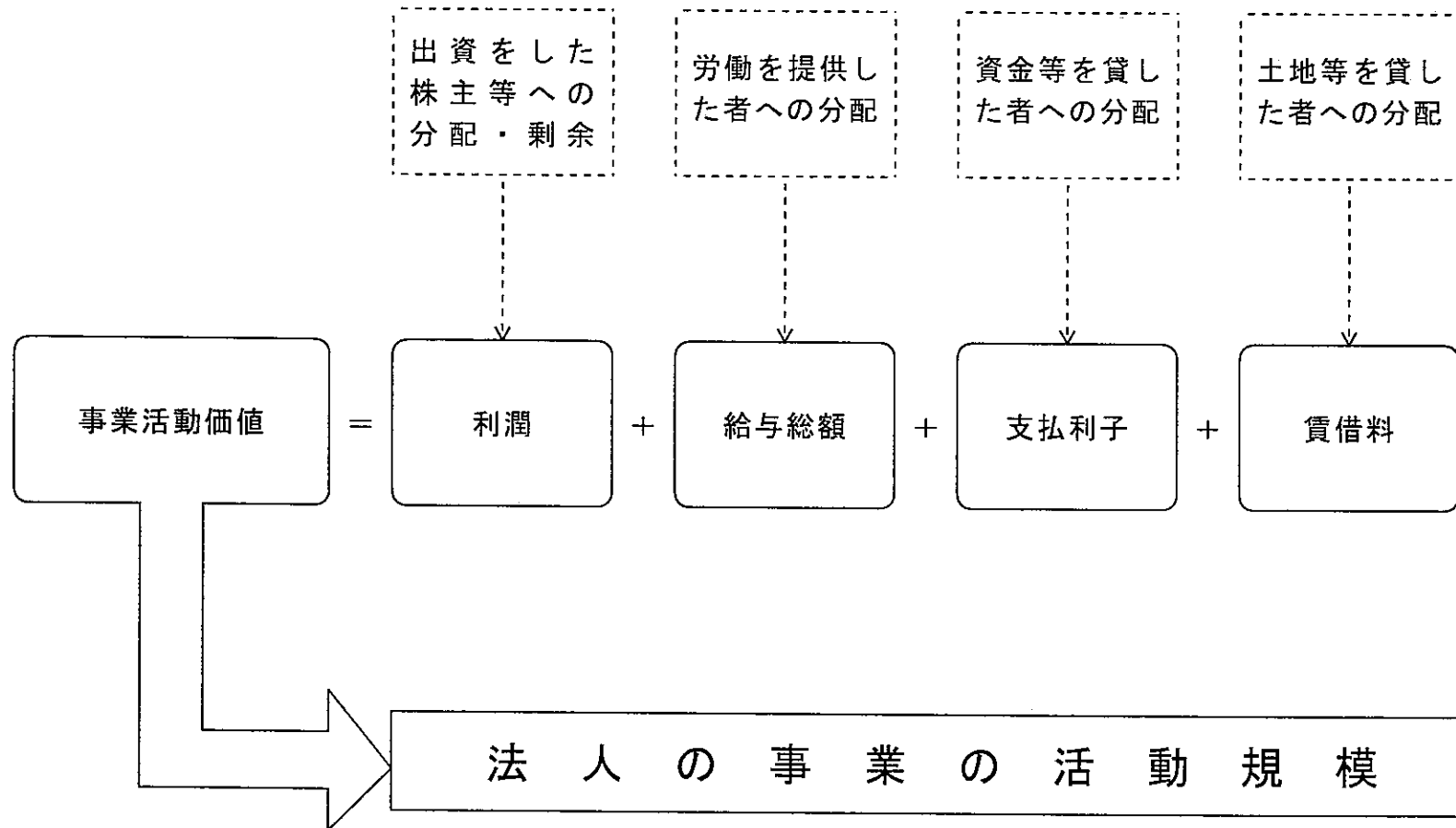
外 形 標 準 課 稅 関 係 資 料

目 次

地方法人課税小委員会で示された4つの類型	
① 事業活動価値（仮称）	1
② 給与総額	3
③ 物的基準と人的基準の組合せ	5
④ 資本等の金額	7
金融取引の性格について	9
金融取引の特徴	10
資金運用収支（利ざや）について	11
金融取引に対する事業活動価値の課税の考え方	12
都銀における業務粗利益の内訳	13
地方法人課税小委員会報告（抄）	14
業種別事業活動価値の構成イメージ	15
事業活動価値の構成要素の一つである利潤についての考え方の整理	17
各利益の推移	18
営業外損益及び特別損益とは	19
企業会計原則（抄）	21
株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（抄）	23
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（抄）	24
法人税法（抄）	26
事業活動価値と付加価値	27
事業活動価値における申告イメージ	29
地方法人課税小委員会報告（抄）	30
給与総額における福利厚生費とは	31
給与総額における申告イメージ	32
現行の事業税における事務所・事業所の概念	33
物的基準と人的基準の組合せにおける申告イメージ	34
地方法人課税小委員会報告（抄）	35
資本等の金額における申告イメージ	36

地方法人課税小委員会で示された4つの類型

① 事業活動価値（仮称）



地方法人課税小委員会報告（抄）

〔平成11年7月9日〕
〔政府税制調査会〕

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(1) 事業活動によって生み出された価値

- ① 法人の事業活動の規模は、その事業活動によって生み出された価値の大きさという形で把握することが可能と考えられる。

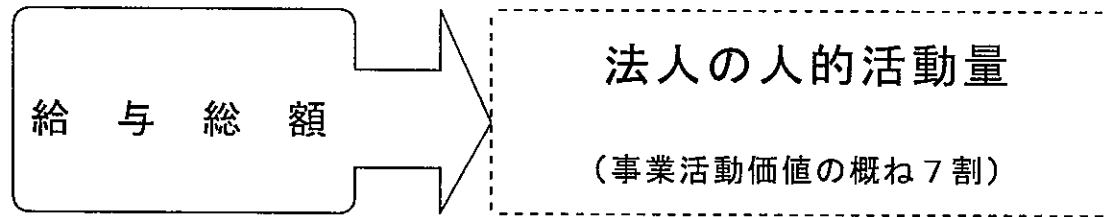
事業活動によって生み出された価値の算定については、生産要素である労働、資本財及び土地への対価として支払われたものが当該価値を構成すると考えられることから、法人の各事業年度における利潤に、給与総額、支払利子及び賃借料を加えることによって行うことができる。（この方式によって算定したものを以下「事業活動価値」（仮称）という。）

この事業活動価値は、事業活動によって生み出された価値に着目して法人に負担を求め、税の課税標準として、法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示すと同時に、各生産手段の選択に関して中立性が高いものとなると考えられることから、当小委員会においては、これを外形基準の類型の一つとして検討することとした。

また、事業活動価値については、外形基準を導入した場合に予想される税負担の変動についても、他の基準の場合よりも、業種区分ごとのバラツキが比較的小さくなる傾向があると考えられる。

（以下略）

② 給与総額



「給与総額」単独ではなく、
所得基準による課税と併用

給与総額による課税
(税収規模で1 / 2 程度)

+

所得基準による課税
(税収規模で1 / 2 程度)



地方法人課税小委員会報告（抄）

（平成11年7月9日）
政府税制調査会

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(2) 給与総額

- ① 給与総額は、法人の人的活動量を示すのみでなく、事業活動価値の概ね7割を占めていることから、各法人の事業活動の規模を相当程度反映しているものと評価することができ、また、実務上の簡便性の面も考えれば、給与総額を外形基準として採用することも考えられる。

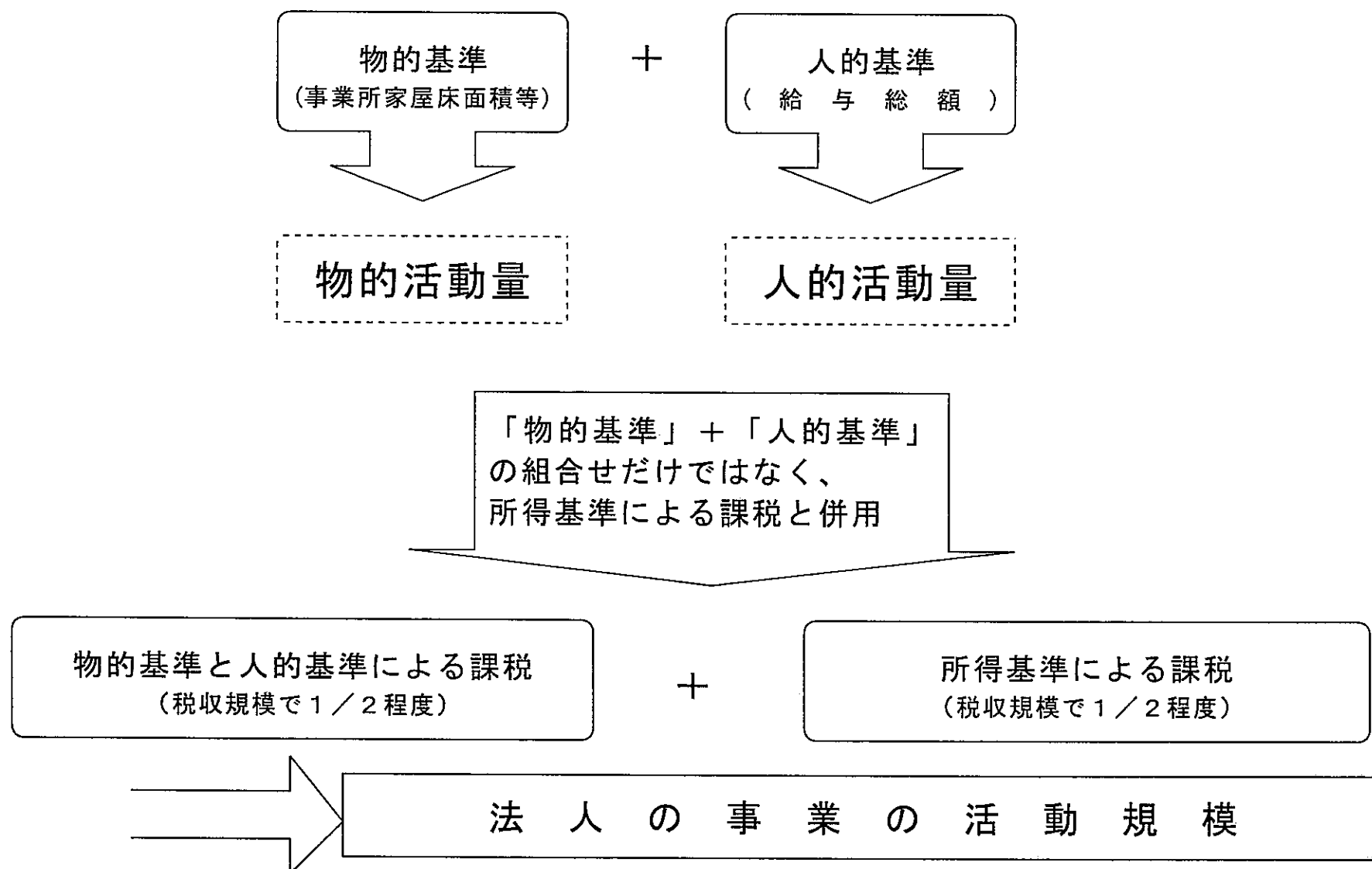
給与総額の定義については、課税の公平等の観点から、基本的には、給与としての性格を有するものについては、なるべく広く課税標準に算入するという考え方もあるが、福利厚生費等の取扱いについては、簡素な仕組みとするという観点からの検討も必要であろう。

（中略）

- ③ 給与総額については、事業活動規模を人的活動量を中心にしてとらえているということもあり、給与総額のみを事業税の課税標準として採用するよりも、例えば税込総額でそれぞれ2分の1程度となるように所得基準による課税と併用することが適当と考える。

このように、給与総額による課税と所得基準による課税とを併用することとした場合には、事業活動価値による課税に近似する仕組みとして性格付けることができる。

③ 物的基準と人的基準の組合せ



地方法人課税小委員会報告（抄）

（平成11年7月9日）
政府税制調査会

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(3) 物的基準と人的基準の組合せ

- ① 給与総額は、人的な活動量を中心として事業活動の規模を表す基準であるが、これに企業が事業活動に用いる物的基準を組み合わせることで、物的側面と人的側面の両面から事業活動の規模をより適切にとらえられるのではないかと考えられる。

物的基準と人的基準を組み合わせる場合には、現在、特定の市で事業所税が課税されていることも参考にして、例えば、事業所家屋床面積と給与総額とを組み合わせることで課税標準として用いることが考えられる。また、事業用資産（家屋及び償却資産）の価額や、各事業年度の事業活動に用いられた資産に相当するものとして、それらの資産の減価償却費を用いることも考えられる。

このように物的基準と人的基準を組み合わせれば、事業活動の規模を相当程度総合的に表すものとなり得る。

（中略）

- ③ 物的基準と人的基準の組合せに着目する考え方の場合にも、例えば税込総額でそれぞれ2分の1程度となるように外形基準による課税と所得基準による課税とを併用することが適当と考える。

なお、この外形基準のうち、物的基準と人的基準の比重のあり方については、事業活動の規模をできるだけ適切に反映させるという観点から考えるべきである。

④ 資本等の金額

資 本 等 の 金 額
(資本金+資本積立金)

「資本等の金額」を直接課税標準とするのではなく、事務所数や従業員数を加味した上、所得基準や他の外形基準との組合せによる課税と併用

(例1)

資本等の金額	税 額
×××円未満	α円
×××円以上△△△円未満	β円
△△△円以上	γ円

×事務所数+

所得基準や他の外形基準による課税

(例2)

	従業員数		
資本等の金額	×××人未満	×××人以上△△△人未満	△△△人以上
×××円未満	α ₁ 円	α ₂ 円	α ₃ 円
×××円以上△△△円未満	β ₁ 円	β ₂ 円	β ₃ 円
△△△円以上	γ ₁ 円	γ ₂ 円	γ ₃ 円

+

所得基準や他の外形基準による課税

法 人 の 事 業 の 活 動 規 模

地方法人課税小委員会報告（抄）

〔平成11年7月9日〕
〔政府税制調査会〕

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(4) 資本等の金額

① 資本金も、法人の規模をある程度表しており、事業活動の規模もある程度示すものであると考えられる。また、その際には、法人の規模をより適切に表すという観点から、資本積立金も含めて扱うことが適当と考えられる。このような観点から、簡素な課税の仕組みとして、資本等の金額（資本金と資本積立金の合計額）に着目した仕組みを考えることができる。

資本等の金額に着目する場合には、例えば、資本等の金額の大きさに応じて階層区分を設け、当該区分ごとに税額を定めると同時に、事務所数や従業者数を加味することによって、法人の事業活動規模をより反映した仕組みとなり得ると考えられる。例えば、資本等の金額の区分ごとに定める税額を事務所等1ヶ所当たりの税額とすること、あるいは、資本等の金額と従業員数との組合せに応じて税額の区分を設けることなどが考えられる。

② 資本等の金額に着目することに対しては、資本金に対する法的規制（最低資本金制度）との関係を考えて、資本金への課税は問題ではないかとの意見があった。

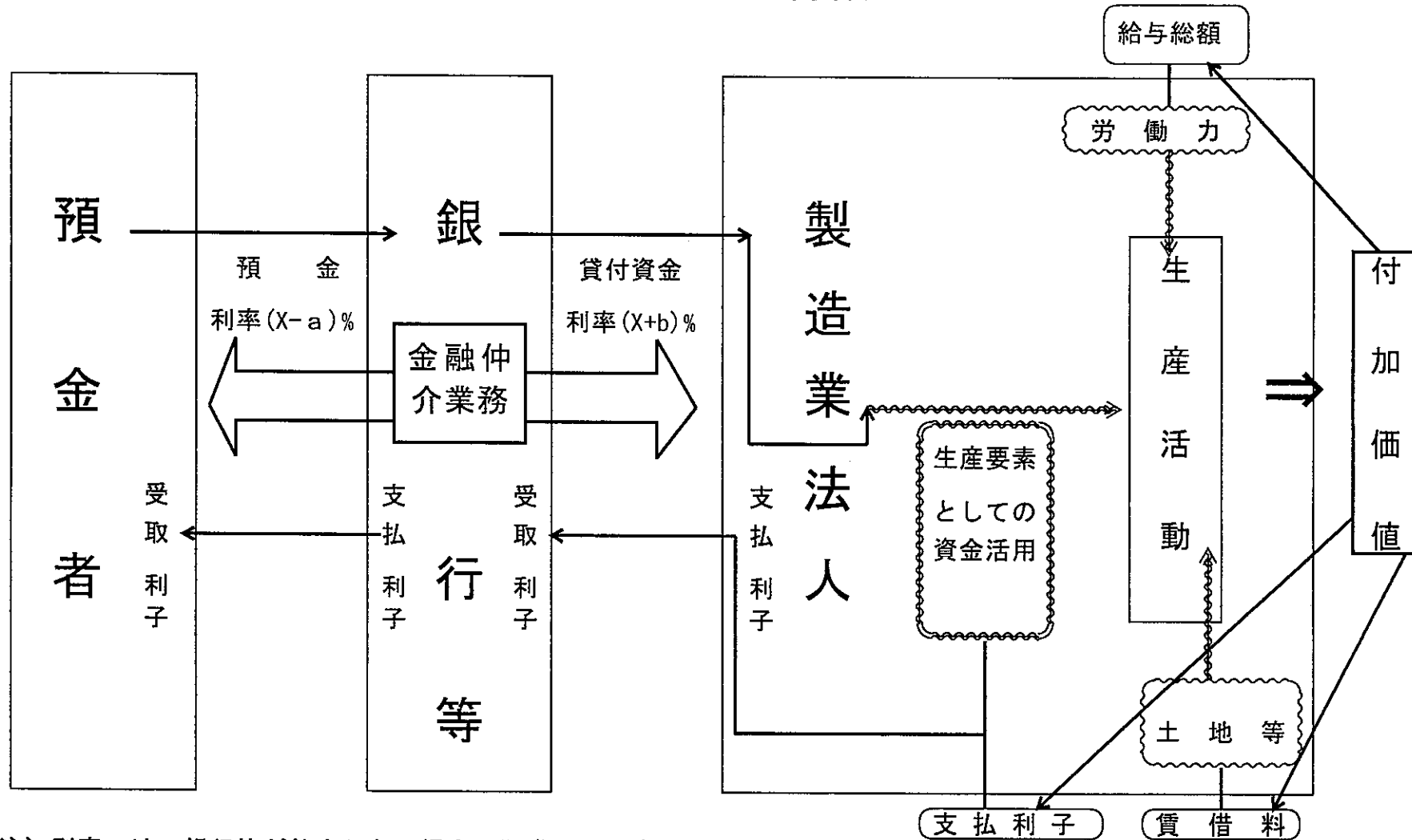
この点については、上記の課税の仕組みの場合、資本等の金額は、それが直接に課税の対象となる訳ではなく、当てはめるべき税額の区分を定めるための指標として用いられることに留意する必要がある。

（以下略）

金融取引の性格について

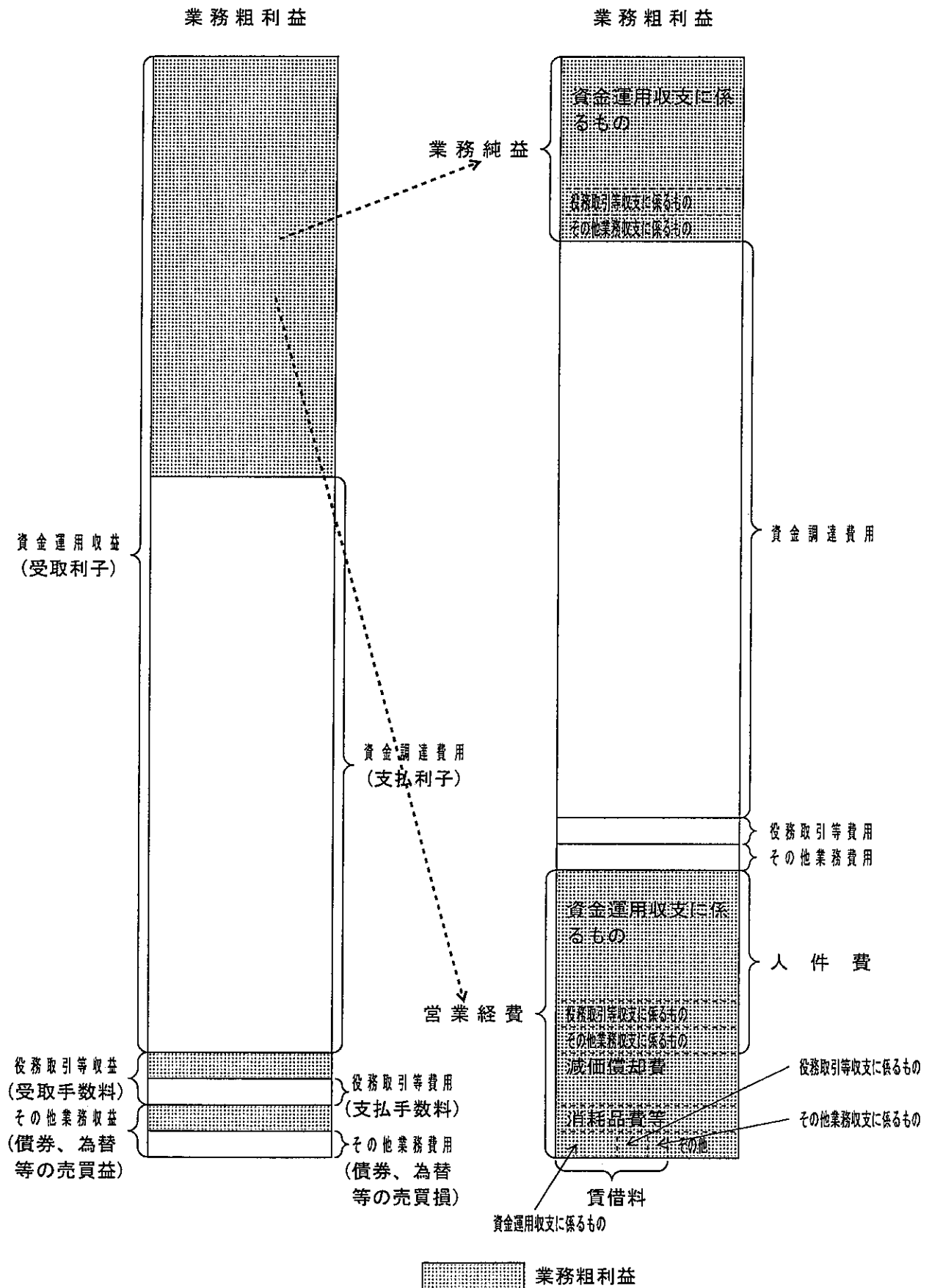
- 金融取引は、貸し手から借り手への金銭的価値の移転を行う取引である。
（利子は金銭の時間的価値である。）
- したがって、金融取引は、金融仲介機関が存在しない場合には、付加価値を生み出さないものと観念し得る。
- 逆に、金融仲介機関が存在する場合には、当該機関が仲介サービスを生産し、付加価値を生み出しているものと観念し得る。
→ この場合におけるサービスの対価としては、
（貸付先からの受取利子）－（預金者に対する支払利子）
と考え得るのではないか。

金融取引の特徴

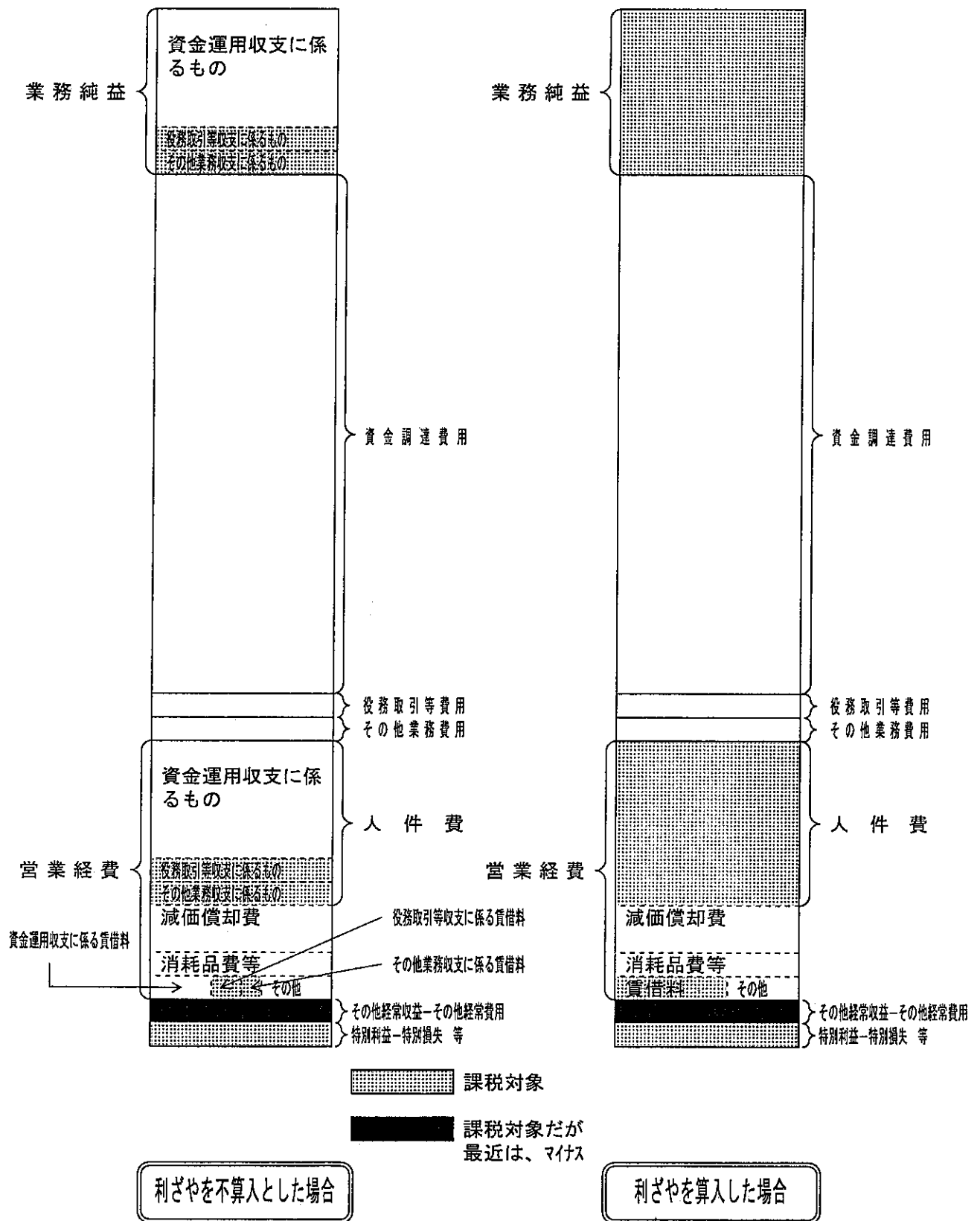


(注) 利率 X は、銀行等が仲介しない場合の通常の子率。
 なお、銀行等においては、金融仲介業務の他に役務取引等業務や
 国債等売買業務等が存在するが、この図においては、省略している。

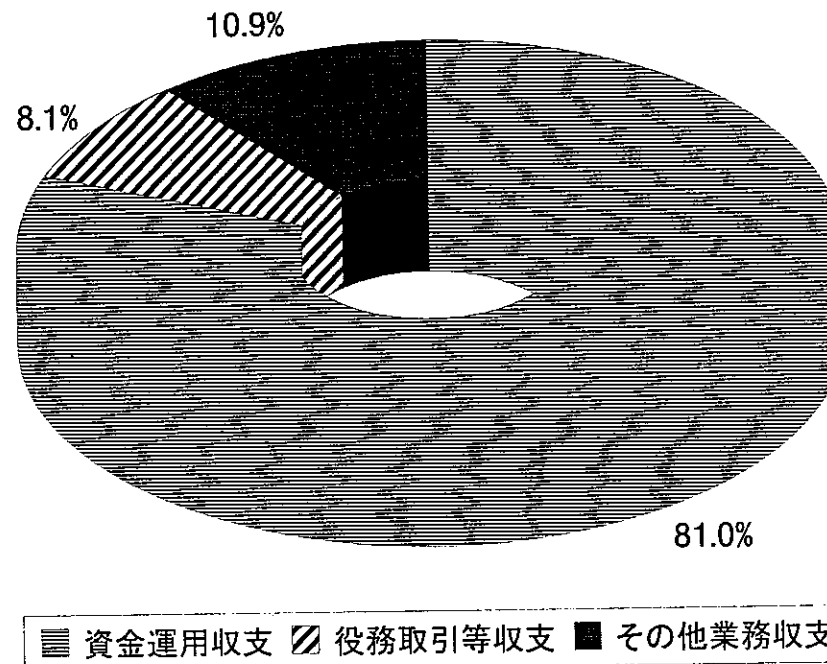
資金運用収支（利ざや）について



金融取引に対する事業活動価値の課税の考え方



都銀における業務粗利益の内訳



- (注) 1 各都銀の平成11年3月期の有価証券報告書より作成。
2 国内業務部門に係るものについてのみ集計。
3 特定取引収支は、その他業務収支に含めている。

地方法人課税小委員会報告（抄）

〔平成11年7月9日〕
〔政府税制調査会〕

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(1) 事業活動によって生み出された価値

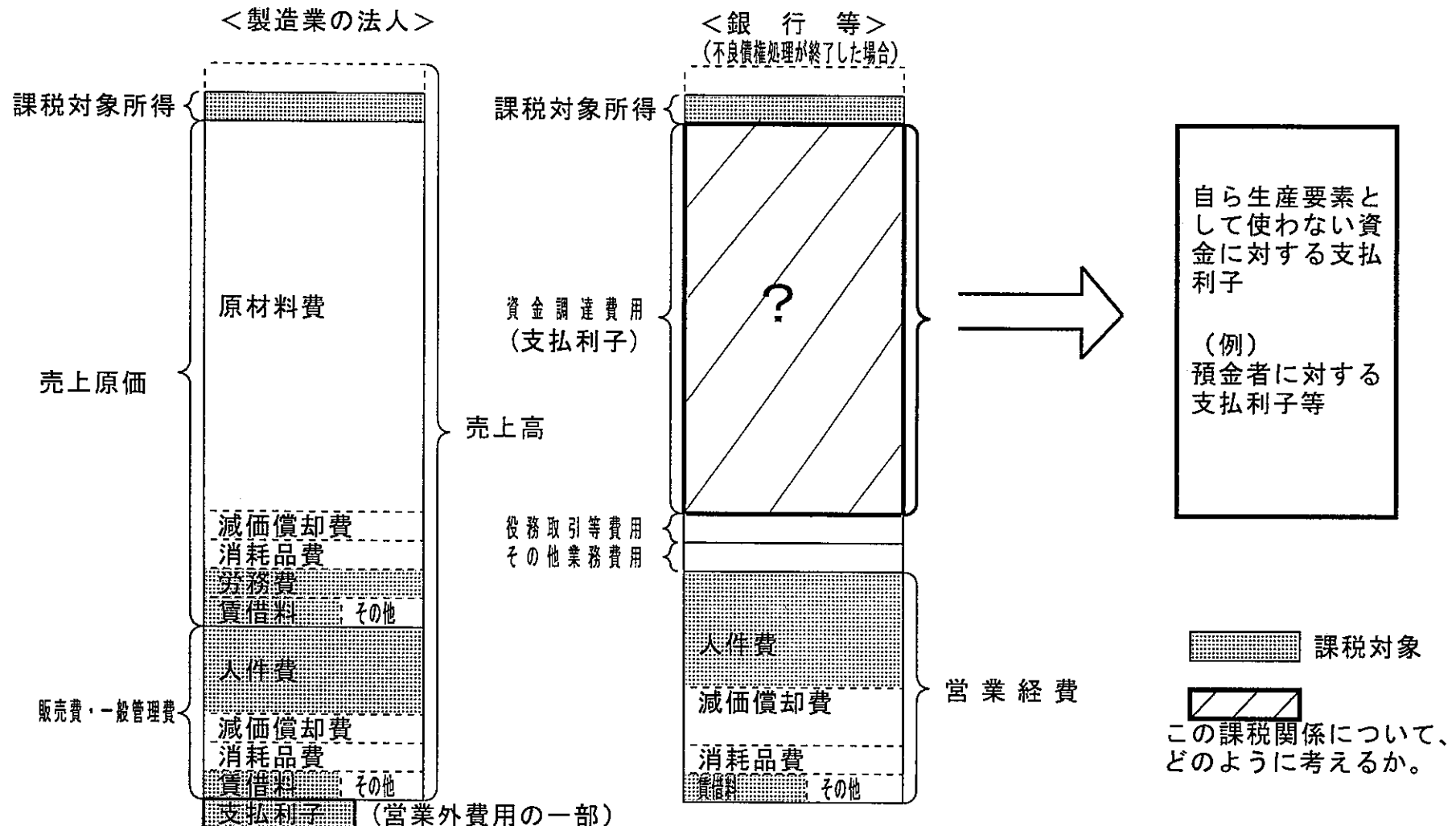
（中略）

② 事業活動価値の場合、その課税標準の構成要素については、次のように考えることが適当である。

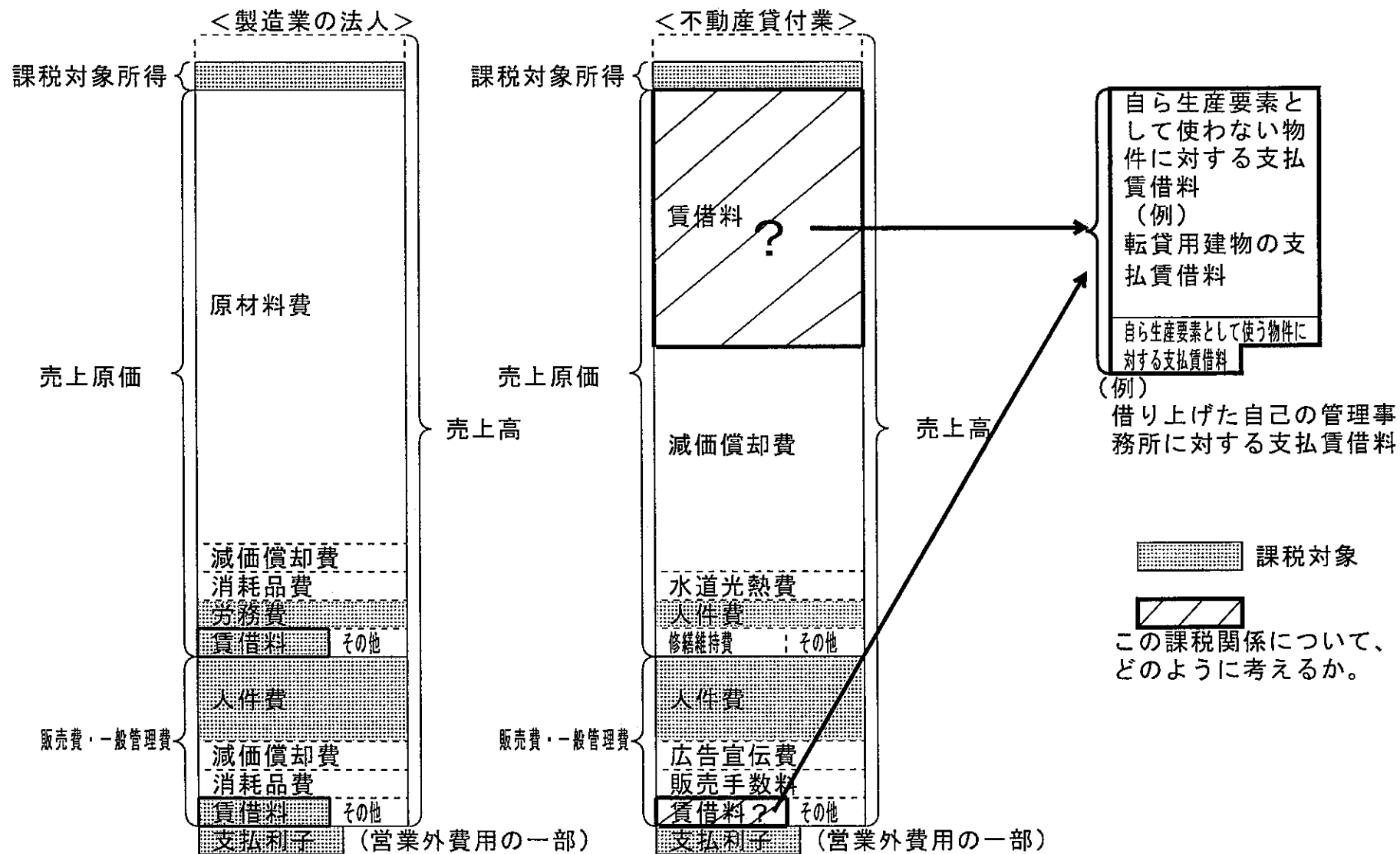
（中略）

(iii) 課税標準の構成要素となる「支払利子」や「賃借料」については、それぞれ、借入金利子、支払割引料、社債利息等の合計額、支払地代、支払家賃、動産賃借料等の合計額とすることが考えられる。この場合において、例えば銀行等の支払利子や不動産貸付業を行う法人が支払う賃借料などの取扱いについては、その事業の特性に鑑み、課税標準に算入しないことが適当ではないかとの意見があったが、今後、具体的な仕組みを考えていくに当たり、さらに検討を深めるべき課題と考える。

業種別事業活動価値の構成イメージ

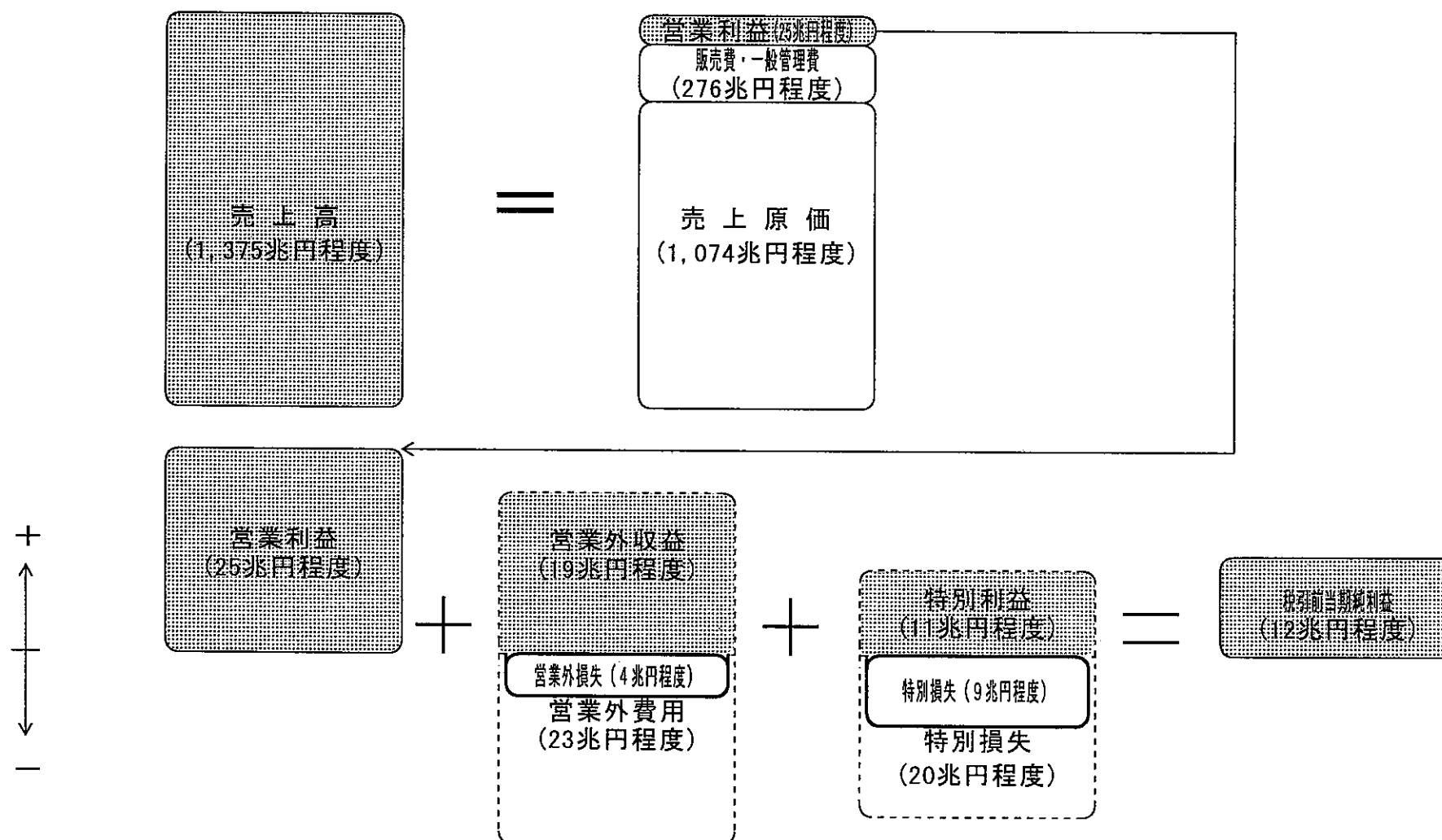


(注) 製造業の法人の課税対象所得は、営業利益から営業外損益、特別損益等を加減算したもの。
また、銀行等の課税対象所得は、業務純益からその他経常収支、特別損益等を加減算したもの。



(注) 課税対象所得は、営業利益から営業外損益、特別損益等を加減算したもの。

事業活動価値の構成要素の一つである利潤についての考え方の整理



(注) 「平成10年度 法人企業統計年報」(大蔵省)から算出。対象は、法人事業税の対象産業を集計。ただし、金融機関に係るものは、含まれていない。